

町・県民税申告相談のお知らせ

令和6年度分（令和5年所得）の町・県民税申告相談を行います。申告相談は感染症防止対策を徹底し実施します。感染予防のため、申告書に記載する際のボールペンは各自お持ちください。なお、申告相談は3月15日（金）までとなっておりますので、申告が必要なたは忘れずに申告してください。

■町・県民税申告が必要なた

申告が必要なたは、「令和6年1月1日現在で、小国町に居住されているかた」です。ただし、次に該当するかたは、町・県民税申告書の提出を省略することができます。

▼税務署に確定申告書を提出したかた

▼年末調整済みの給与所得のほか収入のないかたなど

※申告書が送付されていないかたでも、令和5年中に収入があったかたや年末調整済みの給与以外に所得があったかた、各種所得控除を受けたかたなどは、申告の必要があります。

■令和5年中まったく収入がなかったかたは？

申告書の職業欄に「収入なし・学生等」、所得金額の合計欄に「0」を記入し、提出してください。特

に次のようなかたは忘れずに申告してください。

▼国民健康保険加入者または加入予定者およびその世帯主

▼後期高齢者医療保険加入者およびその世帯主

▼介護保険加入者およびその世帯主

▼国民年金免除申請をお考えのかた

▼所得や税関係の証明書が必要なかた

※障害年金や遺族年金は、町・県民税の算定には含まれないため、申告する収入、所得金額に記載せず、これらの収入のみの時は、収入なしと申告してください。

■申告に必要なもの

(1) 申告書

(2) 個人番号カードまたは番号確認の書類と身元確認書類（ご自分で記載した申告書を郵送または窓口で提出する際は、それぞれの写しが必要です。）

◇個人番号カードをお持ちのかたは

高齢者の障害者控除対象者認定制度について

身体障害者手帳等をお持ちでなくても、介護保険で要支援・要介護の認定を受けた高齢者（65歳以上）等のうち、寝たきり・認知症等心身の状況により、所得税・地方税法上の障害者控除の対象者として認定される場合があります。

障害者控除の認定を受けるには、町に申請する必要がありますので、下記に問合せください。

なお、身体障害者手帳等をお持ちのかたは、すでに障害者控除の対象者ですので申請の必要はありません。

■認定基準

・65歳以上のかた
・要支援以上の認定を受け、寝たきり・認知症等心身の状況により身体障害者等に準ずるかた

■申請・問合先

健康福祉課長寿介護担当
(☎61-1000) へ

個人番号カード（顔写真入）

◇個人番号カードをお持ちでないかたは①および②の書類

①番号確認の書類

個人番号通知カード等の個人番号を確認できる書類

②身元確認書類

運転免許証、公的医療保険の被保険者証等の本人確認できる書類

(3) 収入と支出が確認できる書類

◇給与・公的年金所得 令和5年分の源泉徴収票

◇営業・不動産所得 収支内訳書、売上や仕入れの帳簿類、必要経費の領収書など

◇農業所得 収支内訳書、農産物の出荷伝票、仕切書、領収書、借入金利子証明書、新しく購入した農機具などに関する書類、補助金、交付金、保証金等の収入が確認できる書類、取扱い通

帳など

◇雑所得・一時所得 支払証明書や通帳など収入金額が確認できる書類

◇譲渡所得 売買契約書や経費の領収書、公共事業による売買の場合は3枚組の収用証明書

(4) 所得控除を受ける場合に必要障害者手帳、障害者控除対象者認定書等の各種証明書や領収書、支払金額を証明する書類など

(5) 通帳など申告者本人の口座が確認できる書類および口座の届出印
(6) 利用者識別番号等取得済みのかたは確認できる書類

※税務署から届く「確定申告のお知らせ」のハガキや役場から送付した「利用者識別番号等について（お知らせ）」をお持ちください。

■問合先 税務課税政管理室（☎

62-2403）へ

令和6年度分 町・県民税 申告相談受付日程

月 日	相談会場	午 前		午 後	
		受付時間	対象地区	受付時間	対象地区
2月5日(月)	役場大会議室	9時～11時	全地区 (年金収入のみのかた対象)	13時～16時	全地区 (年金収入のみのかた対象)
2月6日(火)	役場大会議室	9時～11時	小国町1・2	13時～16時	坂町1・2
2月7日(水)	役場大会議室	9時～11時	緑町1・地蔵町	13時～16時	坂町3・5
2月8日(木)	役場大会議室	9時～11時	緑町2	13時～16時	本町1・2・3
2月9日(金)	役場大会議室	9時～11時	駅前1・2	13時～16時	栄町1・2
2月13日(火)	役場大会議室	9時～11時	兵庫館1	13時～16時	兵庫館2
2月14日(水)	役場大会議室	9時～11時	町原	13時～16時	あけぼの
2月15日(木)	役場大会議室	9時～11時	松岡	13時～16時	平林、西
2月16日(金)	役場大会議室	9時～11時	岩井沢1	13時～16時	岩井沢2
2月19日(月)	役場大会議室	9時～11時	上岩井沢	13時～16時	東原
2月20日(火)	役場大会議室	9時～11時	大滝	13時～16時	種沢
2月21日(水)	役場大会議室	9時～11時	綱木箱口	13時～16時	伊佐領
2月22日(木)	役場大会議室	9時～11時	幸町1	13時～16時	幸町2
2月23日(金)	役場大会議室	9時～11時	休日相談	13時～16時	休日相談
2月26日(月)	役場大会議室	9時～11時	田沢頭	13時～16時	小芦、北
2月27日(火)	役場大会議室	9時～11時	増岡	13時～16時	旭町
2月28日(水)	役場大会議室	9時～11時	小渡	13時～16時	大宮、宮の台
2月29日(木)	役場大会議室	9時～11時	館	13時～16時	若山、古田、金目
3月1日(金)	役場大会議室	9時～11時	尻無沢、今市	13時～16時	舟渡
※3月4日(月)～7日(木)は、出先会場に向けシステムの切替作業を行うため、申告相談は行いません。					
3月8日(金)	旧あさひ保育園(遊戯室)	9時30分～11時	越中里、長沢	13時～15時	六ヶ字
3月11日(月)	梅花皮荘(山崎屋)	9時30分～11時	小玉川、泉岡	13時～15時	長者原、玉川中里
3月12日(火)	玉川コミュニティセンター(和室)	9時30分～11時	玉川、玉川新田、足水中里、樽口	13時～15時	中田山崎、片貝、足野水、市野沢、百子沢
3月13日(水)	水源の郷交流(多目的室)	9時30分～11時	上叶水、下叶水	13時～15時	新股、河原角、上大石沢、下大石沢
3月14日(木)	旧白沼小中(音楽室)	9時30分～11時	白子沢、間瀬	13時～15時	沼沢1・2
3月15日(金)	りふれ(セミナー室)	9時30分～11時	三ヶ字、石滝	13時～15時	五味沢

【お願い】確定申告に必要な「利用者識別番号」の事前取得について

これまで町の申告相談会場では、確定申告書を印刷して長井税務署へ送付しておりましたが、今後は書面ではなく、e-Taxを用いて電子データで長井税務署へ引き継ぐこととしております。その際に申告者の「利用者識別番号」が必要となりますので、事前に取得していただきますようお願いいたします。

すでに取得されているかたや今回新たに取得されたかたは、16桁の利用者識別番号が記載されている書面(税務署からのハガキ、町からのお知らせ等)を申告当日にお持ちください。

なお、これまでどおり書面でも提出できますが、事務の効率化や経費削減、申告者にとっても早期還付などのメリットがある電子申告の促進に向け、利用者識別番号の事前取得にご協力ください。

■取得方法

パソコンやスマートフォンを利用し、「e-Taxの開始(変更)届出書作成・提出コーナー」にアクセスし、取得してください。(利用者識別番号 開始届出書 検索)

■問合先 長井税務署 (☎0238-84-1810) へ

～申告相談は3月15日(金)までです～